

## 歯科技工所の手続きについて

歯科技工士法に基づく歯科技工所の主な手続きについては下記のとおりです。

事 案	届 出	提出期限	添付書類等
歯科技工所を開設した場合	歯科技工所開設届	開設後 10日以内	① 開設者が法人の場合は定款又は寄附行為（登記事項全部証明書でも可） ② 管理者及び業務に従事する歯科技工士の免許証の写 ③ 構造設備の概要及び平面図（※） ④ 付近の見取図 <p style="text-align: center;">【歯科技工士法第 21 条第 1 項】</p> ※「歯科技工所の構造設備基準確認表」により構造設備基準を満たしていることを確認すること。
次の事項を変更した場合 1. 開設者の住所、氏名（法人名称、事務所所在地） 2. 名称 3. 開設の場所 4. 管理者の住所及び氏名 5. 業務に従事する者の氏名 6. リモートワークを行う場合のその場所及び連絡可能な電話番号 7. 構造設備の概要及び平面図	歯科技工所開設届出事項変更届	変更後 10日以内	○法人開設者で法人名称又は所在地を変更した場合 ⇒定款又は寄附行為（登記事項証明書でも可） ○業務に従事する歯科技工士に変更があった場合 ⇒新たに従事する歯科技工士の免許証の写し ○歯科技工所の構造概要を変更した場合 ⇒変更前と変更後の平面図（変更部分を朱書等で明示すること） ○個人の開設者の氏名、住所、技工所の名称、開設の場所に変更がある場合 ⇒特になし（※） ※開設者そのものの変更又は開設場所の変更（移転）は、「廃止」及び「開設」の手続きが必要です。 <p style="text-align: center;">【歯科技工士法第 21 条第 1 項】</p>
歯科技工所を（廃止・休止・再開）した場合	歯科技工所（廃止・休止・再開）届	廃止・休止・再開後 10日以内	※再開の場合に休止前の状態から変更がある場合は変更の手続きが必要です。 <p style="text-align: center;">【歯科技工士法第 21 条第 2 項】</p>